- ○提出期限間近になりますと、税務署の窓口が大変混雑いたしますので、申告書の提出はお早めに お願いします。(大月税務署では土曜・日曜・祝日は執務を行っていません。)
- ○所得税・消費税及び地方消費税の納税には、口座振替が便利です。是非ご利用をお勧めします。

所得税の申告と納税は、2月16日(水)~3月15日(火)です。

(還付申告は2月15日以前でも受け付けています。)

◇税務署では、確定申告書をご自分で正しく作成していただく「自書申告」を推進しています。申告書などの書き方の相談を行う「申告作成会場」を設けて記載方法のアドバイスを行っていますので、ご利用ください。

※税務署へご来署の際には、次のものをご持参ください。 前年の申告書・収支内訳書等の「控」や「印鑑」、「計算器具」 及び「筆記具」など。

なお、駐車場が狭いので、確定申告期間中は自動車での ご来署はご遠慮ください。

◇申告の相談及び申告書の受け付けは平日の午後5時までですが、閉庁日(土曜・日曜・祝日)でも、申告書は郵送または 税務署の時間外収受箱に投函することにより提出できます。

なお、確定申告書の「控」に税務署の受付印の押印を希望 する方は、「控」にも申告書と同様の内容を記載の上、切手 を貼付し、宛先を記入した返信用封筒を同封してください。

2月23日は税理士記念日です。

東京地方税理士会大月支部では税理士記念日に合わせ、 無料相談会を開催します。(譲渡・相続・贈与などの相談 も受け付けます。)

日 時 2月23日(水) 午前10時~午後3時

場 所 東京地方税理士会大月支部事務局

(富士吉田市下吉田503 ダイケンビル2階)

問合先 ☎0555(22)8481

贈与税の申告と納税は、2月1日(火)~3月15日(火)です。 個人事業者の消費税の申告と納税は、3月31日(木)までです。

- ◇個人事業者の方で、平成16年分の消費税の申告が必要な方 ◆基準期間(平成14年分)の課税売上高が、3,000万円を超
 - ◆課税事業者を選択されている方

えている方

(注)納付税額がない方でも申告書の提出が必要です。

○国税庁のホームページで確定申告書などの作成(検算)ができます。

国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」で作成(入力)し、カラープリンターで印刷した所得税の確定申告書・決算書・収支内訳書・消費税の確定申告書は、そのまま税務署に提出することができます。

また、国税庁ホームページからは、税に関する質問にお答えする「タックスアンサー(税金相談)」にアクセスできますのでご利用ください。

タックスアンサーのURL[http://www.taxanswer.nta.go.jp]

◎国税電子申告・納税システム(e-Tax)のご案内

国税の申告や納税が、税務署に行かなくても、自宅やオフィスでできる、便利でうれしいサービスです。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータを利用して、電子申告データを作成・送信することができます。

e - T a x ホームページ http://www.e-tax.nta.go.jp ヘルプデスク 0570-015901

平日夜間・休日に年金相談を実施します。

相談窓口の混雑解消、平日の昼間に相談できない方への相談の機会を拡充するため、平日の夜間および休日に年金相談を実施します。

毎调月曜日の時間延長

毎週月曜日は、年金相談の受付時間を午後7時まで 延長します。

実施日 2月7・14・21・3月7・14・22・28日 ※月曜日が祝日の場合は、火曜日となります。

※システムの都合により、2月28日(月)は時間延長を 行いません。

大月社会保険事務所からのお知らせ

休日の年金相談の実施

土曜日·日曜日に社会保険事務所で年金相談窓口を開設します。

実施日 2月19日・20日・3月12日・13日 受付時間は午前9時30分から午後4時までです。

*口座振替(当月引き落とし)をご利用の方のみ国民年金保険料が割引になります。(平成17年4月分から) 現在、口座振替では保険料は翌月に引き落とされます。(例:4月分保険料→5月末日引き落とし)

しかし、平成17年4月から口座振替により当月引き落とし(例:4月分→4月末日引き落とし)にすると保険料が40円割引になります。ぜひ、国民年金保険料の納付には口座振替をご利用ください。

|注意 現在、口座振替をご利用の方については当月引き落としでないため、変更手続きが必要になります。

遅くとも3月15日までに手続きを!

問合先 山梨社会保険事務局大月事務所 ☎(22)3811